

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回 答
1	実施方針	2	1	1	(7)		防衛省の支払に関する事項	資金調達を行うための確認となりますが、「状況により支払を前倒しする可能性がある。」とありますが、事業期間中にサービス対価を変更するということでしょうか。	基本的にはサービス対価の総額を変更するものではありません。設計及び建設に係る対価について、支払時期を前倒しする可能性があるという趣旨です。具体的な取扱いについては、入札公告時に公表する事業契約書(案)においてお示しする予定です。
2	実施方針	3	1	1	(8)		事業の実施スケジュール(予定)	道路拡幅、公共下水道接続、第三者所有設備の移設等、選定事業者のみでは完結しない関係機関・第三者との協議に起因して施設整備工程へ影響が生じた場合、施設整備期限及び引渡期限の変更・延長はどのように取り扱われる予定でしょうか。	関係機関・第三者との協議等により施設整備工程に影響が生じた場合、防衛省の責めに帰すべき事由によるものについては、協議の上、完成予定日及び引渡予定日を変更することができるものとします。具体的な取扱いについては、入札公告時に公表する事業契約書(案)等においてお示しする予定です。
3	実施方針	10	2	8	(4)	イ	入札参加者の資格等要件	「『土木』、『電気』、『機械』及び『通信』にあつては「A」または「B」の格付けを受け、」とは、参加要件として全ての格付けを受けている必要があるとの認識で間違いないでしょうか。また、建築、監理、維持管理においても同様に必要という認識でよいでしょうか。	1社で各業務を実施する場合は、ご理解のとおりです。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合は、各企業が担当する業務に応じた格付を受けている必要があります。建設及び維持管理についても、実施方針に示す各要件を満たす必要があります。
4	実施方針	10	2	8	(4)	ウ	電気通信工事に係る参加資格要件	電気通信工事に係る参加資格要件を満たす企業が限られており、事業への参画企業の確保及びコンソーシアムの組成に支障が生じることが懸念されます。必要な施工能力及び品質を確保することを前提に、参加資格要件を緩和していただけないでしょうか。	電気通信工事に係る参加資格要件については、本事業の適切な履行に必要な施工能力及び品質を確保する観点から、現時点では変更する予定はありません。
5	実施方針	14	3	3	(3)	ア	調査及び設計時	設計時のモニタリングは、実施設計の完了時点で実施されるのでしょうか。それとも、積算業務を含む設計業務全体の完了時点で実施されるのでしょうか。具体的な実施時期をご教示ください。	設計業務のモニタリングは、基本設計及び実施設計の各段階において実施する予定です。具体的な実施時期及び内容については、入札公告時に公表する事業契約書(案)に基づくほか、選定事業者においてはセルフモニタリング実施計画を策定し、防衛省と協議の上、セルフモニタリングを実施するものとします。
6	実施方針	17	4	2	(3)		土質地盤調査、土地履歴等調査及び測量調査について	本事業計画地について、土質地盤調査、土地履歴等調査及び測量調査は、必要と判断される場合に選定事業者が実施するとされています。防衛省において既に実施済みの地盤調査、測量、土地履歴等の調査資料がある場合は、その調査時期、調査範囲及び入札参加者への提供予定をご教示ください。また、平成28年度の土壤汚染調査結果について、調査報告書一式の提供予定をご教示ください。	防衛省において、本事業計画地に係る土質地盤調査、土地履歴等調査及び現況測量等の測量調査は実施していません。これらの調査について、本事業の実施に当たり必要と判断される場合は、選定事業者において実施してください。なお、平成28年度に実施した土壤汚染調査の調査報告書については、入札公告時に提供する予定です。
7	実施方針	17	4	2	(4)		磁気探査調査について	磁気探査調査について、入札価格算定の前提となる標準的な調査範囲、深度、探査方法等を要求水準書等で明示する予定でしょうか。また、調査の結果、不発弾等への対応が必要となった場合の追加費用及び工期への取扱いをご教示ください。	磁気探査調査について、標準的な調査範囲、深度、探査方法等を要求水準書等で明示する予定はありません。なお、磁気探査調査の結果、不発弾等が発見され、その処理等への対応が必要となった場合に生じる追加費用は防衛省の負担とし、当該対応に伴い工期の変更が必要となる場合は、防衛省と選定事業者との協議により必要な工期を変更するものとします。

8	実施方針	17	4	2	(5)		道路拡幅について	道路拡幅について、現時点で道路管理者、隣接地所有者その他関係者との事前協議・調整はどの程度まで実施されていますか。あわせて、用地境界、拡幅範囲、整備形態及び事業者が行うべき協議事項のうち、現時点で確定している内容をご教示ください。	入札公告時に公表する要求水準書等においてお示しします。
9	実施方針	17	4	2	(6)		擁壁の改修設計及び改修について	西側及び北側の既存擁壁について、改修設計及び改修は選定事業者が実施するとされていますが、改修は必須条件との理解でよろしいでしょうか。既存擁壁の構造図、築造時期、劣化状況調査、健全度評価等の既存資料の有無及び提供予定もあわせてご教示ください。	西側及び北側の既存擁壁については、改修を必須とし、改修に必要な調査、設計及び工事は選定事業者において実施していただく予定です。既存擁壁の構造、劣化状況等に関する既存資料について、お示しできるものは、入札公告時に公表する要求水準書等においてお示しします。
10	実施方針	17	4	2	(6)		擁壁の改修	擁壁の改修において、高さ2m以上の擁壁となる場合など、開発許可申請その他の許認可手続が必要となる場合、当該申請に必要な調査、設計、申請書類の作成及び申請手数料等は、本事業における事業者の業務範囲に含まれ、その費用を提案価格に見込むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、擁壁の改修に伴い想定される許認可手続については、入札公告時に公表する要求水準書等をご確認ください。
11	実施方針	17	4	2	(7)		公共下水道の接続について	公共下水道の既設管からの接続整備について、接続予定位置、既設管の管径・管底高、想定ルート、道路占用等の関係機関協議状況及び接続負担金等の費用条件について、現時点で確認できている内容をご教示ください。	既設管への接続については、平面・縦断ルートに関する概略協議を行っています。その他の事項については、現時点で具体的な協議・調整は行っていません。
12	実施方針	17	4	3	(1)	ア	宇栄原宿舎の施設構成	住戸タイプは単b規格(25㎡以上36㎡未満)、住戸数50戸と示されていますが、住戸の具体的な間取り、居室数、設備構成等に指定はありますか。指定がある場合は要求水準書等で示される範囲をご教示ください。	住戸の間取り、居室数、設備構成等については、入札公告時に公表する要求水準書等において、設計上の条件、設計に係る方針及び各種標準図等をお示しする予定です。詳細については、これらを踏まえ、選定事業者において設計してください。
13	実施方針	18	4	3	(1)	イ	解体する既存宿舎	「敷地内の建築物、工作物、植栽等について、有価物を除き全て撤去、処分」とありますが、敷地内の電柱、通信設備、架空線・地中線その他第三者所有設備の移設・撤去も本事業の業務範囲に含まれますか。含まれる場合、所有者との協議主体、移設費用及び工程遅延時の取扱いをご教示ください。	敷地内の電柱、通信設備、架空線・地中線その他第三者所有設備について、本事業の実施に伴い移設又は撤去が必要となるものは、本事業の業務範囲に含みます。これらの設備の移設・撤去に必要な所有者等との協議・調整については、選定事業者において実施してください。
14	実施方針	18	3	3	(1)	イ	解体する既存宿舎	「有価物を全て撤去、処分すること」とありますが、有価物となるアスベスト調査等の調査結果を提供いただけますでしょうか	アスベスト調査の結果については、入札公告時に公表する要求水準書の添付資料として提供する予定です。
15	資料1 リスク分担	28	1				物価リスク	宿舎の供用開始前後のインフレ・デフレについて見直しが可能とされています。施設整備費及び維持管理費の見直しに用いる物価指数、基準時点、改定時点、算定式、「一定水準」の具体的な率、見直しの上限・下限の有無についてご教示ください。	物価変動に伴う施設整備費及び維持管理費の見直しに係る具体的な取扱いについては、入札公告時に公表する事業契約書(案)等においてお示しする予定です。

16	リスク分担表						物価リスク	国土交通省発出の全体スライドを適用する認識でよいでしょうか	物価変動に伴う設計・建設費の改定については、国土交通省の全体スライド、単品スライドおよびインフレスライドの考え方を参考としていますが、本事業では、入札公告時に公表する事業契約書(案)に定める方法によるものとします。
17	リスク分担表						物価リスク	提案時においては基準金利等を設定し、施設譲渡時における金利を活用する認識でよいでしょうか	ご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、入札公告時に公表する入札説明書及び事業契約書(案)等においてお示しする予定です。
18	資料1 リスク分担	29	2				測量・調査・設計リスク／地質障害等	地質障害、地中障害物等により新たに費用又は工期延長が必要となった場合のリスク分担について、既存資料では把握できなかった地盤条件、既存杭、埋設物等が判明した場合の追加費用・工期延長の具体的な取扱いをご教示ください。	既存資料では把握できなかった地盤条件、既存杭、埋設物等が判明し、これらへの対応により追加費用又は工期の変更が必要となる場合は、原則として防衛省の負担とし、必要な費用及び工期について防衛省と選定事業者との協議により定める予定です。具体的な取扱いについては、入札公告時に公表する事業契約書(案)等においてお示しする予定です。